◆県民の日記念行事富士吉田会場「ごみ減量化の取り組み」について

1　趣　旨

県民の日記念行事については、山梨県環境にやさしいイベント開催要項に準拠し、環境への配慮のため、ごみの持ち帰り運動の推進、リユース食器の導入による使い捨て食器の削減等、ごみの減量化の取り組みを推進する。

2　取り組み内容

（1）ごみの持ち帰り運動の推進

出展の際に発生したごみは、出展団体が責任をもって持ち帰ること。

（2）飲食物を提供する際の使い捨て食器の削減

飲食物を提供の際に、特別の理由のある場合を除き、リユース食器の使用等により使い捨て食器の削減に取り組むこと。

「特別の理由」により使い捨て食器を使用する場合は、「理由書」を提出すること。

※想定される「特別の理由」とは、次のとおりとする。

- 明らかに消費者が持ち帰りを行うことが想定される飲食物の提供であること。
- 機能、形状、容量、数量において明らかにリユース食器では、対応できない飲食の提供であること。
- その他、県民の日記念行事実行委員会が特別の理由として認められるものであること。

○「使い捨て食器」とは

会場において飲食物の提供の際に使用され、会場内での飲食後に廃棄される容器のこと。

▼会場内での使い捨て食器の発生が明らかに想定されるもの

・使い捨てどんぶりで提供されるうどん、そば等

・使い捨て皿で提供されるカレー等

▼会場内での使い捨て食器の発生が想定されるもの

・使い捨てパック等で提供される焼きそば、おでん、焼き鳥等

○「リユース食器」とは

会場での使用は一回のみとされ、使い捨てとならず再利用が可能な食器として回収され、洗浄、消毒の能力が十分な施設で洗浄、消毒を行った後に再使用されるもの。

3　リユース食器の利用について

（1）県民の日記念行事実行委員会が行うこと。

①　リユース食器を提供するＮＰＯ法人（以下「指定ＮＰＯ法人」という。）の紹介、指定ＮＰＯ法人による説明の実施及び指定ＮＰＯ法人のリユース食器の回収所の設置等を行う。

②　指定ＮＰＯ法人からリユース食器を調達した場合の送料の全額を負担する。

（2）出展団体が行うこと。

①　出展団体は、自らが提供する飲食物に合ったリユース食器を選び、必要な個数を指定ＮＰＯ法人に申込みを行う。イベント当日、リユース食器を使用し、飲食物を提供する。イベント終了後、リユース食器の利用料を指定ＮＰＯ法人に支払うものとする。

なお、出展団体自らがリユース食器を調達し、自ら回収することも可能とする。

◆県民の日記念行事富士吉田会場「火気使用時の留意事項」について

県民の日富士吉田会場イベントが安全に実施できるよう、火気を使用される場合は、次の事項を厳守すること。

1　会場内においては、炭火焼き等による煙の発生が禁じられていることから、煙が発生する火気の使用は行わないこと。

2　火気を使用する場合は、必ず消火器を設置すること。

3　カセットコンロを使用する場合は、カセットボンベの過熱・爆発防止の為取扱説明書の使用方法を遵守し、メーカー指定以外の寸法の鍋・フライパン等は使用しないこと。

※上記の他、消防法等の規定により安全性を確保するために遵守すべき事項を厳守すること。（詳細については、出展担当者会議において伝達します。）